

# 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 杉乃木福祉会

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 杉乃木福祉会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 法人の役職を兼務している理事とは、この法人の職員を兼務し職員給与を支給している理事を除いた理事のうち、この法人の役職（理事長又は事務長）を兼務している理事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人 杉乃木福祉会 定款 第八条及び第二一条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 第2条の(2)号に該当する理事に対しては、職務遂行の対価として、別表1に定める報酬月額を金額を支給することができる。また、毎年7月及び12月については、報酬月額を超えない範囲の金額を報酬月額に加算して支給することができる。
- 3 前項の理事の報酬月額については、評議員会の承認を得て決定するものとする。
- 4 第2項の理事の退職に当たっては、その任期に応じ、第4条に規定する退職慰労金を支給することができる。

## (退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、第2条の(2)号に該当する理事として円満に職務を遂行し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給できるものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に対して支払うものとする。

- 2 前項についての退職慰労金は、別表2に基づき、報酬月額に支給基準を乗じた金額とする。

## (費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した実費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 この法人の職員を兼務し職員給与を支給している理事及び法人の役職を兼務している理事を除いた役員及び評議員が、理事会、評議員会、監事監査、その他必要な会議に出席したときは、日当として日額1万円を支払うことができる。

- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、この法人の「出張者取扱規程」に準じて出張費として支給することができる。

**（報酬等の支給方法）**

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**（公表）**

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**（改廃）**

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**（雑則）**

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は平成29年4月1日から施行する。

**別表1**

「法人の役職を兼務している理事の報酬月額」

- ・理事長：報酬月額30万円までの範囲内
- ・事務長：報酬月額20万円までの範囲内

**別表2**

法人の役職を兼務している理事の退職慰労金支給基準

在職期間	報酬月額に対する支給基準
5ヶ月未満	最終の報酬月額の0倍
6ヶ月～1年5ヶ月	〃 1倍
1年6ヶ月～2年5ヶ月	〃 2倍
2年6ヶ月～3年5ヶ月	〃 3倍
3年6ヶ月以上	〃 4倍